

地方公共団体財政健全化法に基づき 吉岡町の財政指標

を公表します

地方公共団体財政健全化法が平成21年4月から全面施行されました。各地方公共団体は、健全化判断比率として①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率の各比率と、公営企業の資金不足比率を、監査委員の審査に付した上で議会に報告し公表することとされました。そこで、これら各指標の平成21年度決算における比率をお知らせします。

用語解説

●「実質公債費比率」

地方公共団体の長期の借入金や地方債といいますが、この元金および利息の支払いを公債費といいます。この公債費や公債費と似た性質を持つ経費が、一般財源（使い道が特定されることなく、町が自由に使える財源）のうちどのくらいの割合を占めているのかを指標化したものが「実質公債費比率」です。この比率は、過去3カ年分の比率の平均値を用いることと決まっています。この比率が低ければ低いほど公債費などの支払いに充てず、他の事業などに自由に使える財源が多くなります。

●「将来負担比率」

地方公共団体における借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担金などの現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうか示すのが「将来負担比率」です。吉岡町の比率は55.3%です。早期健全化基準は350.0%とされています。

●「資金不足比率」

公営企業（下水道、下水道事業）の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入等の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示したものが「資金不足比率」です。吉岡町において資金不足はありません。

●「実質赤字比率」

福祉、教育、まちづくりなどを行う地方公共団体の一般会計などの赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すのが「実質赤字比率」です。吉岡町において実質赤字額はありません。

●「連結実質赤字比率」

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての運営の深刻度を示すのが「連結実質赤字比率」です。吉岡町において連結実質赤字額はありません。

(1) 健全化判断比率

①実質赤字比率	②連結実質赤字比率	③実質公債費比率	④将来負担比率
— (15.0)	— (20.0)	9.4 (25.0)	55.3 (350.0)

備考：各比率の早期健全化基準は（ ）内に記載
①②は実質赤字額がない場合「—」を記載

(2) 資金不足比率

特別会計の名称	資金不足比率
水道事業会計	—
公共下水道事業特別会計	—
農業集落排水事業特別会計	—

備考：資金不足がない場合「—」を記載